

# 玉名市企業立地推進プロジェクトチーム要綱

## (設置)

第1条 TSMC（台湾積体電路製造）の熊本進出により、関連する半導体関連企業等の受入れに迅速に対応するために、玉名市プロジェクトチーム設置規程（平成19年訓令第2号）第2条第1項の規定に基づき、玉名市企業立地推進プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 チームの所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) TSMC関連の半導体関連企業等の進出に係る情報共有に関すること。
- (2) 企業立地における課題解決に向けた取組みに関すること。
- (3) 事業の進捗確認に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務に係る必要な事項に関すること。

## (構成員)

第3条 チームは、産業経済部長及び別表に掲げる課に属する職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

## (責任者)

第4条 チームに長を1人置き、産業経済部長の職にある者をもって充てる。

2 チームの長に事故があるとき、又はチームの長が欠けたときは、チームの長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 チームの会議は、必要に応じてチームの長が招集し、チームの長がその議長となる。

## (意見の聴取)

第6条 チームの長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者にチームの会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

## (設置期間)

第7条 チームの設置期間は、第2条に掲げる事項が終了するまでの期間とする。

## (庶務)

第8条 チームの庶務は、産業経済部商工政策課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、チームの長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

この訓令は、令和4年1月19日から施行する。

## 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

秘書課
防災安全課
企画経営課
管財課
農林水産政策課
土木課
都市整備課
上下水道工務課
教育総務課
文化課
コミュニティ推進課
農業委員会事務局
商工政策課